

## 車いすリフト付き乗用車利用上の注意事項

- 1 乗用車は、名古屋市緑区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が管理する緑区民の共有財産です。大切に使用してください。
- 2 使用中は、交通ルールを守り、常に安全運転に心掛けてください。  
また、目的地における駐車場や、待ち合わせ場所の確保は利用者が行い、他の迷惑にならないようにしてください。
- 3 乗用車の燃料費は、走行距離に応じて、返却時に窓口で現金支払をお願いいたします。  
(走行距離 5.0km 以内 : 150 円、5.1~10.0km : 300 円、以降満 5km 追加毎 150 円加算)
- 4 乗用車の利用車は、利用内容に変更を生じた場合、速やかに社協へ連絡してください。  
また、乗用車の他者への転貸、営利を目的とした使用は認めません。
- 5 運転者は、免許証取得後 1 年以上で、年齢が 21 歳以上の方に限ります。
- 6 リフトを作動するにあたっては、何かにぶつかったり強い衝撃を与えると、リフトが壊れますので、車いすの乗降以外の荷重、衝撃を与えないでください。
- 7 乗用車の返却にあたっては、車両の清掃を行い、異常箇所など気づいたことを、社協へ報告してください。
- 8 事故が発生したときは、法令等に基づく処置を適切に行った後、速やかに社協へ連絡し、指示に従ってください。（「事故が起きたときは」参照）  
なお、事故の内容によっては、今後の貸出を認めないことがあります。
- 9 乗用車の貸出中に発生した事故に対する補償は、乗用車が加入している自賠責保険及び任意保険の範囲内とし、その補償内容は下記の通りです。  
貸出乗用車の車両補償については、修理代 10 万円までは全額利用者負担とし、10 万円を超える修理代が発生した場合は、10 万円利用者負担、10 万円を超える金額を任意保険より時価額を限度として、補償するものとします。  
〈任意の自動車保険の内容〉

(1) 対 人 賠 償	無制限 (法律上の損害賠償責任額)
(2) 対 物 賠 償	無制限 (法律上の損害賠償責任額)
(3) 人 身 傷 害 補 償	無制限 (法律上の損害賠償責任額)
(4) 貸出乗用車の車両補償	時価額 (免責 10 万円)
- 10 故障が発生したときは、速やかに社協へ連絡し、指示に従ってください。
- 11 上記の内容に同意いただけない場合は、利用を認めません。

社会福祉法人 名古屋市緑区社会福祉協議会

〒458-0041 名古屋市緑区鳴子町 1 丁目 7 - 1

TEL (052) 891-7638 FAX (052) 891-7640